

日本遺産 忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託評価基準

1 審査方法

審査は、「見積金額」、「業務の受注実績」、「業務実施体制」及び「企画提案書」のプレゼンテーションによる総合評価型で契約候補者を選定するものとする。

(1) 選定・審査方法

プロポーザル参加者より提出された「見積金額」、「業務の受注実績」、「業務実施体制」、及び「企画提案書」については選定委員が「2 評価方法及び評価基準について」に従い実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

1) プロポーザル参加者は、「業務の受注実績」、「業務実施体制」及び「企画提案書」の提案内容についてプレゼンテーションを行う。

① 日時：平成30年11月12日(月)予定（詳細は後日案内する）

② 場所：甲賀市役所 4階 402会議室（待合室：同401会議室）

③ プレゼンテーション時間：15分以内

（企画提案書等の説明は10分 質疑応答時間 5分を予定）

④ 機材：プレゼンテーションで利用する機器については、プロポーザル参加者が準備すること。ただし、モニターについては当協議会のものを利用できるものとする。

⑤ 出席者：忍びの里伊賀甲賀忍者協議会発注の業務委託等受託者選定委員（以下、「選定委員」という。）

⑥ 説明員：3人までとする。

2) 審査方法

① 審査は、選定委員が「2 評価方法及び評価基準について」に従い実施する。

② プレゼンテーションの審査は、「業務の受注実績」、「業務実施体制」及び「企画提案書」、「質疑応答内容」により評価を行う。

(3) 結果通知

審査結果については、全てのプロポーザル参加者に「企画審査結果通知書」を送付する。

(4) その他

① 審査の結果及びその内容に関しての問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

② プレゼンテーションにおいては、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を提出すること。なお、議事録は、契約事項の一部となることに留意すること。

2 評価方法及び評価基準について

(1) 評価方法

審査は、総合得点が一番多いプロポーザル参加者を契約候補者とする。

各審査における評価項目は以下のとおりとする。

① 評価項目

評価項目	主な評価内容	評価者
見積金額	予算上限額との比較	計算式
業務の受注実績	過去5年の業務実績 ※過去5年とはプロポーザルを公告した日から遡った5年間に契約を履行しているものとする。	選定委員
業務実施体制	実施体制や担当者の経験 協力事業者等との役割分担	選定委員
企画提案書	・業務実施の基本的な考え方 ・シンポジウムにかかる提案	選定委員

企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィールドワークにかかる提案</u> ・ <u>構成文化財の魅力を再発見し旅行商品として普及するための提案</u> ・ <u>独自性のある提案</u> 	選定委員
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

(2) 配点

配点の内訳は以下に記載する。

1. 評価点の合計点数は530点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

No.	評価項目	評価点 (満点)
1	見積金額	40点
2	業務の受注実績	20点 × 7名
3	業務実施体制	15点 × 7名
4	企画提案書	35点 × 7名

(3) 評価基準と算出方法

① 評価基準と算定方法

「企画提案評価シート」の各項目を5段階で評価を行い、その結果を集計し、各選定委員の合計点を提案点とする。

評価区分は以下の通りとする。

区分	評価点	評価内容
優	100%	提案内容が特に優れている。
良Ⅱ	80%	提案内容が優れている。
良Ⅰ	60%	要件を満足している。
可	40%	必要最低限の要件を満足している。
不可	0%	要件を満たしていない。

※評価点はあらかじめ設定する配点に対する率で計算する。(小数点以下切捨て)

② 「価格点」の計算式

価格点は以下の計算式で算出する。なお、この計算は見積価格に消費税相当額を加算した金額に改めて計算するものとする。

$$\text{〇価格点} = \underline{40点} \times \left\{ \frac{(\text{提案上限額} - \text{見積価格})}{(\text{提案上限額} - \text{最低見積価格})} \right\}$$

(小数点以下切捨て)

3 契約候補者の決定方法

- ① 提案点と価格点の合計点数が最も高いプロポーザル参加者を契約候補者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、契約候補者と契約締結を行う。

ただし、「不可」評価(要件を満たしていない)が多く、業務に支障をきたすと判断した場合は、契約候補者であっても契約締結しない場合がある。

- ② 契約候補者が契約締結しない場合には、次点事業者と契約締結を行う。

なお、提案点と価格点の合計点数が同数の場合には、選定委員会の議決により選定する。

4 企画提案の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により本プロポーザルを停止、中止もしくは、取り消すことがある。

この場合において、本プロポーザルに要した費用を協議会に請求することはできないものとする。